



熊本県公報

第 1 1 8 3 4 号
平成 21 年 8 月 21 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則		
○熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則	（健康危機管理課）	1
告 示		
○行政文書マイクロフィルム化及びデジタル化業務委託に係る一般競争入札の参加資格等	（私学文書課）	3
○保安林の指定に関する予定	（森林保全課）	4
○障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項	（障害者支援総室）	4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（砂防課）	5
○平成21年度土木一式工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	（監理課）	7
○宇土都市計画下水道事業計画変更認可	（下水環境課）	8
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定	（社会福祉課）	8
○保安林の指定に関する予定	（森林保全課）	9
公 告		
○行政文書マイクロフィルム化及びデジタル化業務委託に係る一般競争入札の実施	（私学文書課）	9
○都市計画法による開発行為工事完了公告	（建築課）	13
○土地区画整理組合の設立認可	（都市計画課）	13
○一般競争入札の実施	（監理課）	14
○土地改良区の解散認可	（農村計画・技術管理課）	18
○平成20年度災害共済事業の決算及び経営状況	（管財課）	18
○熊本県消費生活審議会の開催	（食の安全・消費生活課）	21
○平成21年度「誰もが働きやすい職場環境整備事業」業務委託の受託者の選定（提案公募方式）	（労働雇用総室）	21
登 載 依 頼		
○熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	（人事委員会）	22
○第41回熊本県環境審議会の開催	（環境政策課）	22

規 則

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 1 年 8 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 7 号

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
熊本県災害救助法施行細則（昭和 5 2 年熊本県規則第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「・方法」を「、方法」に改め、同表の 1（1）イ中「得難いとき」を「利用することが困難な場合」に改め、同表の 1（1）ウ中「者を」を「ものを」に改め、同表の 1（2）ア中「流出し」を「流失し」に、「みずから」を「自ら」に、「者を」を「ものを」に改め、同表の 1（2）イ中「2, 3 6 6, 0 0 0 円」を「2, 4 0 4, 0 0 0 円」に改め、同表の 1（2）ウ中「ウに」を「イに」に改め、同表の 1（2）エ中「者を数人以上」を「複数のを」に改め、同表の 1（2）キ中「建築基準法第 8 5 条第 3 項による」を「建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 8 5 条第 3 項又は第 4 項に規定する」に改め、同表の 2（2）イ中「、器具」を「又は器具」に、「、燃料費」を「及び燃料費」に、「薬品及び資材費」を「薬品又は資材の費用」に改め、同表の 3（1）中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、「き損し」を「損傷し」に改め、同表の 3（3）中「次の項」を「次に掲げる額」に改め、同表の 3（3）ア中「流出」を「流失」に改め、同表の 3（3）アの表中

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
円 17,300	円 22,300	円 32,800	円 39,300	円 49,800	円 7,300
28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400

を

1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
17,500円	22,600円	33,300円	39,900円	50,500円	7,400円
29,000円	37,500円	52,300円	61,300円	77,000円	10,500円

に

改め、同表の3(3)イ中「(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)」を削り、同表の3(3)イの表中

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額
円 5,600	円 7,600	円 11,400	円 13,800	円 17,500	円 2,400
9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300

を

1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人を増すごとに加算する額
5,700円	7,700円	11,600円	14,000円	17,700円	2,400円
9,200円	12,200円	17,100円	20,300円	25,800円	3,300円

に

改め、同表の4(1)イ中「「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律」及び「柔道整復師法」を「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)又は柔道整復師法(昭和45年法律第19号)」に改め、同表の4(1)エ中「、使用した」を「使用した」に、「、国民健康保険」を「国民健康保険」に、「、協定料金」を「協定料金」に改め、同表の4(2)ア中「分べんしたもの」を「分べんした者」に、「失った者」を「失ったもの」に改め、同表の4(2)イ(ウ)中「、その他の」を「その他の」に改め、同表の4(2)ウ中「、使用した」を「使用した」に、「、慣行料金」を「慣行料金」に改め、同表の5(1)中「、身体」を「若しくは身体」に改め、同表の5(2)中「、購入費」を「又は購入費」に、「、燃料費等とし、」を「及び燃料費として」に改め、同表の6(1)中「住宅の応急修理」を「災害にかかった住宅の応急修理」に、「又は」を「若しくは」に、「みずから」を「自ら」に改め、「できない者」の次に「又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者」を加え、同表の6(2)中「住宅の応急修理」を「災害にかかった住宅の応急修理」に、「及び便所」を「、便所」に、「510,000円」を「520,000円」に改め、同表の6(3)中「住宅の応急修理」を「災害にかかった住宅の応急修理」に改め、同表の7(2)中「見込」を「見込みが」に改め、同表の7(3)中「の貸与」を削り、「貸付できる」を「貸与できる」に改め、同表の8(1)中「若しくは半焼」を「、半焼」に改め、「(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)」を削り、「き損し」を「損傷し」に改め、同表の8(3)イ中「文房具」を「文房具費」に改め、同表の9(2)中「次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給すること」を「原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと」に改め、同表の10(1)中「災害」を「、災害」に、「四囲の事情」を「各般の事情」に改め、同表の10(2)中「、購入費」を「又は購入費」に、「、燃料費等とし、」を「及び燃料費として」に改め、

同表の 1 2 (1) 中「部分」を「場所」に、「玄関等」を「玄関」に、「かつみずから」を「、かつ、自ら」に改め、同表の 1 2 (2) 中「、又は」を「又は」に改め、同表の 1 3 中「1 3 応急救助」を「1 3 救助」に改め、同表の 1 3 (1) 中「応急救助のため輸送費及び賃金職員等雇上費」を「救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費」に改め、同表の 1 3 (2) 及び (3) 中「応急救助」を「救助」に改める。

別表第 2 その 1 中

旅費 (日当を除く。)	超過勤務手当
熊本県職員等の旅費に関する条例に定める 8 級の職務にある者の旅費に相当する額	勤務が 8 時間以上にわたるときは、超過する勤務時間 1 時間につき日当額に、8 0 0 分の 1 2 5 を乗じて得た額
熊本県職員等の旅費に関する条例に定める 6 級の職務にある者の旅費に相当する額	

を

旅費 (日当を除く。)	超過勤務手当
熊本県職員等の旅費に関する条例（昭和 2 7 年熊本県条例第 3 1 号）に定める 8 級以下の職務にある者の旅費に相当する額	勤務が 8 時間以上にわたるときは、超過する勤務時間 1 時間につき、日当額に 8 0 0 分の 1 2 5 を乗じて得た額

に

改め、同表その 2 中「慣行的な料金」を「慣行料金」に改める。

別記第 1 号様式中「（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）」を削り、「に基づき」を「により」に、「物資」を「又は物資」に改める。

別記第 2 号様式中「（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）」を削り、「に基づく」を「による」に改める。

別記第 3 号様式中「（昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号）」を削り、「に基づく」を「による」に、「災害救助法施行規則」を「、災害救助法施行規則」に改める。

別記第 5 号様式中「によって」を「の規定により」に改める。

別記第 6 号様式中「内訳 損失補償額算出明細書及び受領調書写し別紙のとおり上記金額を下記の理由により請求します。」を

上記金額を下記の理由により請求します。

のとおり

に改める。

別記第 7 号様式中「に基づき」を「により、」に改め、同様式裏面中「従事命令書の交付を受けたときの心得」を「従事に係る公用令書の交付を受けたときの心得」に、「従事命令書」を「公用令書」に、「知事に、遅滞なく、届け出て」を「、知事に遅滞なく届け出て」に、「従事令書」を「公用令書」に改める。

別記第 8 号様式中「に基づく」を「による」に改める。

別記第 1 0 号様式中「に基づき」を「により」に、「業務」を「救助業務」に改める。

別記第 1 1 号様式 3 頁中 「収 容」 を 「収 用」 に改める。

別記第 1 2 号様式中「負傷し、疾病にかかり、又は死亡した時本人と関係のあった主たる親族の状況」を「負傷し、疾病にかかり、又は死亡したとき本人と親族関係にあった主たる者の状況」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 8 0 3 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成21年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する役務名
緊急雇用創出基金事業に伴う行政文書マイクロフィルム化及びデジタル化業務委託
- 2 入札参加者資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3の(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理審査班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581（ダイヤルイン）
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成21年9月2日（水）までの日（閉庁日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成23年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成23年1月4日から平成23年1月31日（閉庁日を除く。）までに行うこと。

熊本県告示第804号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成21年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町洞岳字堀ノ口1629番1、字高根2432番18、2432番19、字堀ノ口1630番11から1630番14まで・字高根2432番1から2432番14まで・2432番16・2432番17（以上20筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字堀ノ口1630番12・1630番13・字高根2432番14・2432番16（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第805号

障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項を次のように定める。
平成21年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項の一部を改正する要項
障害者福祉施設の整備に係る事前協議書の提出に関する要項（平成16年熊本県告示第

663号)の一部を次のように改正する。
 第1条中「熊本県が所管する」を「県の区域(熊本市の区域を除く。)内における」に、「就労継続支援事業」を「就労継続支援、共同生活介護、共同生活援助」に改め、「並びに」の次に「県の区域(熊本市の区域を含む。)内における」を加え、「第41条」を「第41条まで」に改め、「、精神障害者社会復帰施設」を削り、「当該施設」を「国及び県の補助金を受けて障害者福祉施設」に、「又は増築」を「、増築」に、「老朽改築及び大規模修繕」を「老朽民間社会福祉施設整備及び大規模修繕等(社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱(平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知)で定める創設、増築、改築、拡張、老朽民間社会福祉施設整備及び大規模修繕をいう。)」に、「に係る事前協議書の提出に関する事項を定めることを目的とする者」を「を設けようとする者」に改め、「当該障害者福祉施設の整備事業に着手する前に当該障害者福祉施設の整備事業に関する事前協議を行うこと」とし、「当該事前協議に關し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条中「この要項」を「事前協議」に、「施設」を「障害者福祉施設」に改める。

第3条の見出し中「整備」を「整備事業」に、「提出書類」を「記載事項」に改め、同条第1項中「を整備しようとする」を「の整備事業を行おうとする」に、「整備しようとする」を「整備事業を行おうとする」に改め、「の各号」を削り、「事前協議書を」を「事前協議書に、当該事項を証する書類を添付して、」に改め、同項第1号中「事項(市町村が設置主体となる場合は除く。)」を「次に掲げる事項」に改め、同号ア中「設立代表者」を「代表者」に改め、同号イ中「過去2年分」を「直前に終了した会計年度及び当該会計年度の直前の会計年度」に、「残高証明書、所得証明書又は納税証明書」を「残高、所得状況又は納税の状況」に改め、同号ウを削り、同号エ中「前年度」を「前年度に」に改め、同号エを同号ウとし、同号オを同号エとし、同項第2号中「事項」を「次に掲げる事項」に改め、同号ウ中「建物の状況(登記事項証明書、字図、所在地の見取り図、建物の配置状況、平面図及び現況写真)」を「既存の建物の状況並びに整備事業後の土地及び建物の状況」に改め、同号エ中「及び償還計画」を「、償還計画及び当該整備事業を行う年度の次年度の収支見込み」に改め、同号オ中「残高証明書、所得証明書又は納税証明書及び負債の状況に係る証明書類」を「残高、所得状況又は納税の状況」に改め、同号カ中「新たに施設を設置する場合にあっては、施設長又は管理人」を「管理者」に、「就任する予定」を「就任し、又は就任する予定」に改め、同号キ中「老朽改築の」を「老朽民間社会福祉施設整備を行う」に、「残存率を示す書類」を「現存率」に改め、同号ク中「当該整備事業」を「当該整備事業の」に、「意見書及び当該市町村障害者計画の写し」を「意見」に改め、同号ケ中「書類」を「事項」に改める。

別表障害者自立支援法関連施設の項中「○福祉ホーム(転換)」を

- 「○福祉ホーム(転換)
- 共同生活介護 に改める。
- 共同生活援助 」

附 則

この要項は、平成21年8月21日から施行する。

熊本県告示第806号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により公示する。

平成21年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 市場地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	鹿本郡	植木町	岩 野	道祖野	1 4 8 9 - 1
2	〃	〃	〃	〃	〃
3	〃	〃	〃	〃	1 4 7 8
4	〃	〃	〃	城 山	2 0 0 2
5	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	道祖野	1 4 7 5 - 2
7	〃	〃	〃	〃	町道 - 1 3
8	〃	〃	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃	〃	〃
10	〃	〃	〃	〃	〃

2 坪内地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱25号までを順次結んだ線及び標柱25号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	上益城郡	山都町	下名連石	坪ノ内	703-4
2	〃	〃	〃	〃	701-2
3	〃	〃	〃	〃	695-1
4	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	696-1
6	〃	〃	〃	〃	696-2
7	〃	〃	〃	〃	644
8	〃	〃	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃	〃	643
10	〃	〃	〃	〃	621-2
11	〃	〃	〃	〃	581
12	〃	〃	〃	〃	582-2地先(道路)
13	〃	〃	〃	〃	582-1地先(水路)
14	〃	〃	〃	〃	582-3
15	〃	〃	〃	〃	590-1
16	〃	〃	〃	〃	〃
17	〃	〃	〃	〃	591-1
18	〃	〃	〃	〃	610
19	〃	〃	〃	〃	〃
20	〃	〃	〃	〃	663-1
21	〃	〃	〃	〃	662-2
22	〃	〃	〃	〃	661
23	〃	〃	〃	〃	657-3
24	〃	〃	〃	〃	〃
25	〃	〃	〃	〃	656-2

- 3 大渡地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱8号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	天草市	五和町	手野一丁目	大 渡	1313-1
2	〃	〃	〃	〃	1350
3	〃	〃	〃	〃	1361
4	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	1386
6	〃	〃	〃	〃	1286地先(市道)
7	〃	〃	〃	〃	1289-1地先(市道)
8	〃	〃	〃	〃	1296地先(市道)

- 4 江川地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村		字	番 地
1	天草市	志柿町		高 垣	2730-1地先(国道)
2	〃	〃		〃	2733-1
3	〃	〃		〃	2736
4	〃	〃		〃	2742
5	〃	〃		〃	2782
6	〃	〃		〃	2755-2
7	〃	〃		〃	2792-1地先(市道)
8	〃	〃		〃	2792-2地先(市道)
9	〃	〃		〃	2791地先(市道)
10	〃	〃		〃	2784地先(市道)
11	〃	〃		〃	2776-3地先(市道)
12	〃	〃		〃	2740-2地先(市道)

- 5 馬場（B）地区急傾斜地崩壊危険区域（追加指定）
次に掲げる土地に存する標柱12号から標柱15号までを順次結んだ線及び標柱15号と標柱12号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
12	上天草市	大矢野町	上	松 崎	1432-2
13	〃	〃	〃	〃	1406-1
14	〃	〃	〃	〃	1436
15	〃	〃	〃	〃	1433

- 6 知十（6）地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱10号と標柱1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	郡 市	町 村	大 字	字	番 地
1	上天草市	松島町	今 泉	御手水	4052-1
2	〃	〃	〃	〃	4049-1
3	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	〃	〃	〃
5	〃	〃	〃	〃	〃
6	〃	〃	〃	〃	4050
7	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	〃	〃	〃	〃
9	〃	〃	〃	〃	4051-2
10	〃	〃	〃	〃	4052-3

熊本県告示第807号

平成21年度において熊本県が発注する建設工事のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）が適用される建設工事に係る入札参加者資格を得ようとする者の申請方法等について、特例政令第4条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成21年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1 調達の対象となる建設工事の種類

土木一式工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）別表第1に規定するもの）

第2 申請の受付期間

平成21年8月21日（金）から平成21年9月2日（水）までとする。
その後も申請を受け付けるが、この場合は入札に間に合わないことがある。

第3 申請の方法等

1 申請の要件

本申請は、別に公告する特例政令が適用される建設工事に係る一般競争入札についての競争参加資格確認申請書を提出したときに限り行うことができる。

2 申請書の入手方法

「入札参加者資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）の入手方法は、第9の問い合わせ先に問い合わせること。

3 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、「入札参加者資格認定通知書」を郵送するための郵便切手（第一種定形郵便物の料金に簡易書留料金を加算した額）をはった定形封筒とともに、第9の提出場所に持参すること。

(1) 工事経歴書

(2) 営業所一覧表

(3) 法第27条の23に規定する経営事項審査結果通知書（入札参加者資格の審査の申請をする日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日以降のもので、直近の審査基準日のもの）の写し

(4) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書

(5) 申請日の直前の次に掲げる税の納税証明書

ア 国税

申請者が法人である場合は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（課税事業者の場合に限る。）、申請者が個人である場合は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（課税事業者の場合に限る。）

イ 熊本県税

申請者が法人である場合は法人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書、申請者が個人である場合は個人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書（熊本県内に事業所を有する者に限る。）

- 4 申請書等の作成に用いる言語等
 - (1) 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
 - (2) 申請書及び添付書類中の金額については、日本国通貨額を記載すること。(外国通貨額にあっては、出納官吏事務規程(昭和22年大蔵省令第95号)第16条の外国貨幣換算率により換算した日本国通貨額を記載すること。)
- 第 4 競争に参加することができない者
 - 次に掲げるもののいずれかに該当する者
 - 1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項に該当する者
 - 2 令第167条の4第2項に該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しない者
 - 3 経営状態が著しく不健全であると認められる者
 - 4 申請書若しくは添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
 - 5 第1の建設工事の種類について、法第3条の規定による許可を受けていない者
 - 6 第1の建設工事の種類について、法第27条の23の規定による経営事項審査を受けていない者
 - 7 国税及び熊本県税の納税を怠っている者
 - 8 その他熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱(平成15年熊本県告示第221号)第3条各号のいずれかに該当する者
- 第 5 入札参加者の資格及びその審査
 - 1 第4の競争に参加することができない者については、入札参加者資格がないと認定する。
 - 2 第4の競争に参加することができない者以外の者については、申請日の直前に受けた経営事項審査の総合評点の高い順に配列し順位を付して一般競争(指名競争)入札参加資格があると認定する。
- 第 6 資格審査結果の通知
 - 「入札参加者資格認定通知書」により通知する。
- 第 7 資格の有効期間及び更新手続
 - 1 入札参加者資格の有効期間
 - 資格認定の日から平成22年3月31日までとする。
 - 2 有効期間の更新手続
 - 1の有効期間の経過後も引き続き入札参加者資格を得ようとする者は、平成21年度中に平成22年度に係る競争参加者の資格に関する告示を予定しているので、当該告示に従い入札参加者資格の審査の申請をすること。
- 第 8 その他
 - 1 特定建設工事共同企業体についての申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公告する。
 - 2 既に入札参加者資格の申請を行い認定された者は、本告示による入札参加者資格の申請を行う必要はない。
- 第 9 申請書の提出場所及び問い合わせ先
 - 郵便番号 862-8570
 - 熊本市水前寺六丁目18番1号
 - 熊本県土木部監理課建設業係
 - 電話 096-333-2485

熊本県告示第808号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成21年8月21日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 宇土市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 宇土都市計画下水道事業宇土公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和49年1月26日から平成26年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし

熊本県告示第809号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条に

において準用する同法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑なる帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成21年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施術者〔あん摩マッサージ指圧師〕)

施術所名称	施術者	施術所所在地	指定年月日
高津はり灸院	高津 博	八代市古城町2059番地	平成21年8月12日

熊本県告示第810号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成21年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡高森町大字下切字上仁田411番1
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上仁田411番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林保全課及び熊本県阿蘇地域振興局並びに高森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第445号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成21年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 業務委託名
緊急雇用創出基金事業に伴う行政文書マイクロフィルム化及びデジタル化業務委託
 - (2) 業務委託の内容
緊急雇用創出基金事業に伴う行政文書マイクロフィルム化及びデジタル化業務委託仕様書及び特記仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成22年3月19日まで
 - (4) 入札金額
入札金額は、本委託業務に要する費用の総額とする。
なお、落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額により入札すること。
 - (5) 最低制限価格等の設定
 - ア 本競争入札には、最低制限価格を設けていない。
 - イ 本競争入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格を設けている。
 - (6) その他
 - ア 本競争入札は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による参加もできる。
ただし、電子入札システムの利用者登録が完了している者は、電子入札によるものとする。
 - イ 本競争入札は、競争入札参加資格確認のため、入札前に3に記載する競争入札参加確認申請書及び確認資料の提出が必要な入札である。

- 2 入札参加者の資格に関する事項及び確認資料
次に掲げる条件をすべて満たす者であることを認めること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査の上、要綱別表の営業種目が情報処理業務（その他情報処理業務）に登録された者で、かつ、その格付けが「A」と決定されたものであること。
なお、入札参加資格を有しない者は、次により入札参加資格審査の申請を行うこと。
- ア 審査申請の受付期間
公告の日から平成 21 年 9 月 2 日（水）まで（閉庁日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで提出すること。
ただし、受付期間終了後も入札書締切予定日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- イ 審査申請書の提出先及び問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課 管理審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581
- ウ 申請の方法
「競争入札参加資格審査申請書」に必要書類を添付し、持参又は郵送により提出すること。
なお、申請様式及び提出書類の詳細については、熊本県ホームページの「申請様式ダウンロード」のページで確認することができる。
- エ 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (2) 本委託業務の作業を熊本県内で履行できること。
(3) 本委託業務全体的な作業を自社設備において行うことができる者であること。
(4) 国際品質規格（ISO9001 登録範囲：文書のマイクロフィルム・電子ファイル）の製作を含むもの）の認証を取得している者であること。
なお、確認資料として、当該証明書の写しを添付すること。
- (5) 日本工業規格 JIS 規格（JIS 15001）に定められた個人情報保護取扱事業者の認定書（プライバシーマーク許諾書）を取得していること。
なお、確認資料として、当該認定書の写し等を添付すること。
- (6) 貸与する資料の保管に関して、委託期間中において次に示すセキュリティの確保の条件を全て満たす者であること。
なお、確認資料として、入札説明書に示す別紙様式 2「管理環境証明書」を提出すること。
- ア 耐火書庫
作業場所となる事業所に、15平方メートル以上の庫内面積がある耐火書庫が設置され、当該耐火書庫に、耐火及び盗難に対応した金庫扉が設置されていること。
なお、所有する耐火書庫の仕様構造図及び当該写真、金庫扉及び施錠の仕様構造図等を添付すること。
- イ 施設の警備
作業場所のある建物において、夜間、休日等の従業員不在時の不法侵入者に備え機械又は人的警備が行われていること。
なお、警備に関する契約書の写し及び警備機器の配置図を添付すること。
- ウ 火災対策
作業場所のある建物に、終日火災異常を監視し、異常時には消防機関へ通報する機械が設置されていること。
なお、通報システムに関する契約書の写し及び通報システム機器の配置図を添付すること。
- エ サーバ管理
電子化データを保存するサーバが、常時施錠され、監視機器が設置され、及び 24 時間空調管理されたサーバ室に設置されていること。
なお、サーバ室の監視機器配置図を添付すること。
- (7) 過去 5 年間に、契約金額が 3,000 万円以上のもので、歴史的な重要文献又は古文書のほか 30 年以上前に作成された劣化資料の解体及び再製本作業を含む本委託業務と同種又は類似した業務実績があること。
なお、確認資料として入札説明書に示す別紙様式 3「作業実績表」を提出すること。
- (8) 社団法人日本画像情報マネジメント協会（J I I M A）が文書情報マネジメントシステム構築のために技能を有する人材として認定した 1 級又は 2 級文書情報管理士の資格を有する専門技術者を本委託業務に 9 名以上従事させることができること。
なお、確認資料として、入札説明書に示す別紙様式 4「配置予定技術者通知」及び文書情報管理士資格者証の写し等を提出すること。
- (9) 35ミリメートルマイクロフィルム撮影専用コマ番号内蔵式平床式カメラを 9 台以上保有していること。
なお、確認資料として、入札説明書に示す別紙様式 5「マイクロフィルムカメラ

- 設備等保有状況一覧」を提出すること。
- (10) マイクロフィルム現像時に排出される廃液（廃酸・廃アルカリ）の収集、運搬及び処理に関して、適法な許可を受けた業者と契約を行っていること。
なお、確認資料として、収集、運搬及び処理それぞれの契約書の写しを添付すること。
 - (11) マイクロフィルムスキャナー設備（スキャン密度はA3換算で400dpi以上とし、フォーマットはTIFF、圧縮方式はG4（MMR）とする。）を2台以上保有していること。
なお、確認資料として、入札説明書に示す別紙様式6「マイクロフィルムスキャナー設備保有状況一覧」を提出すること。
 - (12) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (13) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (14) 入札及び開札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 入札参加のための確認申請
本競争入札に参加を希望する者は、2の（2）から（14）に示す要件を満たしているかの確認を受けるため、次により「競争入札参加資格確認申請書」及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
なお、期限までに申請書等を提出しない者及び確認の結果要件を満たしていないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 申請書等の提出方法及び提出場所
 - ア 申請書等を電子入札システムによる入札参加の場合
申請書等を電子入札システムにより提出すること。この際、入札説明書に示す別紙様式1から6及び確認資料を添付すること。
なお、確認資料の容量が1メガバイトを越える場合には、4の（1）に示す場所に持参又は郵送（郵便書留に限る。）することとし、持参又は郵送する種類の目録を電子入札システムで提出すること。
 - イ 紙入札方式による入札（書面による入札をいう。以下同じ。）参加の場合
入札説明書に示す別紙様式1から6及び確認資料を4の（1）に記載する場所に持参又は郵送すること。なお、郵送の場合は、提出期間内に必着すること。
 - (2) 提出期間
公告の日から平成21年9月16日（水）午後5時まで（持参については、閉庁日を除く。）に提出すること。
 - (3) 確認結果の通知
確認の結果は、「競争入札参加資格確認結果通知書」により通知する。
- 4 入札執行の日時、場所等
- (1) 契約条項を示す場所
熊本県総務部私学文書課文書班（県庁行政棟本館2階）
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号096-333-2061 ファックス番号096-384-6552
 - (2) 入札説明書、委託業務仕様書等
 - ア 閲覧（交付）の場所
電子入札システムホームページ（入札情報公開サービスシステムの入札公告等情報）にて示し、又は4の（1）に記載する場所で交付する。
 - イ 交付の期間
公告の日から平成21年9月4日（金）までとし（閉庁日を除く。）、交付については、当該期間の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (3) 入札の日時及び場所
 - ア 電子入札システムによる入札
3の（3）に記載する確認結果の通知を受けた日から、平成21年10月5日（月）午後5時までに入札すること。
 - イ 紙入札方式による入札
 - (ア) 日時 平成21年10月6日（火）午前10時
 - (イ) 場所 熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁（行政棟本館地下1階 入札室）
 - (4) 開札の日時及び場所
4の（3）のイに同じ。
 - (5) 再度の入札
開札後、落札者がいない場合は再入札を行う。
再入札を行う場合は、電子入札により入札書を提出した者については、再入札の通知を受けた日時から、平成21年10月6日（火）午前11時までに電子入札により入札すること。
- 5 入札方法等

- (1) 入札方法
- ア 電子入札システムによる入札の場合
4の(3)のアの締切日時までに電子入札システムにより入札書を提出すること。
ただし、入札参加者側のシステム障害等のやむを得ない事情があり、入札書受付
締切予定日時までに「熊本県電子入札システム紙入札移行承認願」を4の(1)に
記載する場所に提出し、県(契約担当者)から承認を受けた場合は、イの紙入札方
式によるものとする。
なお、本業務委託は緊急雇用創出基金事業のため、雇用人員(労働者に占める新
規に雇用する失業者数)及び金額等を詳細に確認できる入札金額の内訳書を添付す
るものとする。
- イ 紙入札方式による入札の場合
入札説明書に示す別紙様式7「入札書(本人用)」又は別紙様式8「入札書(代
理人用)」により作成し、4の(3)のイの日時及び場所に持参し、提出すること。
ただし、代理人をして入札するとき、入札説明書に示す別紙様式9「委任状」
を入札書と同時に提出すること。
なお、郵送を認めるが、次の事項に留意のうえ、必ず平成21年10月5日(月)
までに4の(1)に記載する場所に必着するように郵送(郵便書留に限る。)する
こと。
また、雇用人員(労働者に占める新規に雇用する失業者数)及び金額等を詳細に
確認できる入札金額の内訳書を添付すること。
- (ア) 封筒は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」及び「親展」、中封筒に「委
託業務の名称」及び「開札日時」を朱書きすること。
- (イ) 再入札を予想する場合は、中封筒に「再入札書」、「委託業務の名称」及び
「開札日時」を朱書きし、同封すること。
- (2) 開札の方法
開札は、電子入札システムにおいて行う。
ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、入札に参加した者又はそ
の代理人の立会いのもとに行うものとする。この場合において、入札に参加した者
又はその代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて
これを行う。
- (3) 入札の回数
入札回数は2回までとする。開札後、落札者がいない場合は、再入札を行う。
なお、再入札書の締切日時までに再入札書を提出しなかった者及び紙入札方式に
よる入札において入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかった者は、再入札を
辞退したもののみとする。
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申
込をした者を落札者とする。
なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子入札シス
テムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
ただし、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項
の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下
回った価格で入札を行った者は、最低の価格をもって申込みをした者であっても落
札者とはならない場合がある。
- (5) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 競争入札に参加する資格を有していない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において、委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において、記名押印を欠く入札
- エ 紙入札方式による入札において、金額を訂正した入札
- オ 紙入札方式による入札において、誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 紙入札方式による入札において、同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又
は2人以上の代理をした者の入札
- キ 紙入札方式による入札において、2以上の意思表示をした入札
- ク 紙入札方式による入札において、くじ番号の記入がない入札
- ケ 電子入札システムによる入札において、入札、見積及び契約権限のない者のIC
カードを使用して提出された入札
- コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札
執行者が認めた場合の入札
- サ 明らかに連合によると認められる入札
- シ その他入札に関する条件に違反した入札
- (6) 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公
正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加さ
せず、入札の執行を延期し、若しくはこれを取りやめることがある。
- (7) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (8) その他
仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得(昭和39年熊
本県告示第420号)及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託契約等)運用基準

- を準用する。
- 6 契約の締結
- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
免除する。
- (2) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を入札説明書に示す別紙様式 10 「契約保証金納入書」を添えて納付しなければならない。
ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除される。
また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札説明書に示す別紙様式 11 「契約保証金還付請求書」を県に提出したときに還付する。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- なお、契約保証金の納付の免除を希望する者は、以下により契約保証金免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。
- (ア)提出書類 入札説明書に示す別紙様式 12 「契約保証金免除申請書」
- (イ)添付書類 アの場合にあっては、履行保証保険証券
イの場合にあっては、入札説明書に示す別紙様式 13 「履行証明書」
- (ウ)提出期限 落札決定の日から 7 日以内
- (エ)提出場所 4 の (1) に記載する場所
- 8 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本一般競争入札公告は、入札説明書を兼ねる。
- (3) 本競争入札は、世界貿易機関 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 9 S u m m a r y
- (1) Name and content of consignment
Microphotography and Digitalization of Administrative Documents
- (2) Date and Place to submit bidding
October 6, 2009, 10:00a. m.
Bidding Office
(Prefectural Government Main Building, first basement floor)
- (3) Contact information
Private School and Archives Division
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, 〒862-8570

熊本県公告第 4 4 6 号

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 1 年 8 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字砥川字中原 3 1 0 2 番の一部
4 9 1 . 1 0 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 (名称)
上益城郡益城町惣領 1 5 5 0 番 1 8
菅生 均

熊本県公告第 4 4 7 号

同尻土地区画整理組合の設立について、土地区画整理法 (昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号)

第14条第1項の規定により認可したので、同法第21条第3項の規定により公告する。
平成21年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 組合の名称 同尻土地区画整理組合
- 2 事業施行期間 平成21年8月11日から平成24年3月31日まで
- 3 施行地区 熊本県上益城郡嘉島町大字上島字同尻の一部
- 4 事務所の所在地 熊本市辛島町4-35番地 株式会社明和不動産内
- 5 組合設立認可の年月日 平成21年8月11日
- 6 事業年度 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法 事務所の掲示場及び嘉島町役場の掲示場にて行う。

熊本県公告第448号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第84条第1項の規定により公告する。
平成21年8月21日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1 競争入札に付する事項

- 1 工事番号 平成21年度債務 河開発第2801-A-101号
- 2 工事名 路木ダム本体工事
- 3 工事場所 天草市河浦町他地内
- 4 工事概要 重力式コンクリートダム

堤高	53メートル
堤頂長	173メートル
堤体積	87,601立方メートル
転流工	1式
基礎掘削工	1式
堤体工	1式
基礎処理工	1式
閉塞工	1式
付帯設備工	1式

- 5 工期 契約締結日の翌日から平成26年3月26日まで
- 6 使用する主要な資機材

本体コンクリート87,601立方メートル、コンソリデーショングラウトウチンク（L=5メートル）86本、カーテングラウチンク（L=12.5メートルから30メートル）101本

- 7 予定価格 4,496,100,000円
（入札書比較価格 4,282,000,000円）

8 その他

- (1) 当該工事は、入札時に技術提案書等の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して、落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の審査体制を確保し、施工内容を確実に実施できるかどうかについて審査を行う施工体制確認型総合評価方式の対象案件である。指定期日までに技術提案書等の提出を行わない者は、入札してはならず、技術提案書等を提出せずに行った者のした入札は、無効とする。技術提案書等が白紙の場合も提出がない場合と同じ扱いとする。
- (2) この入札は、電子入札システムを利用して行う入札である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、承認を得て紙入札方式に代えることができる。
- (3) この入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査型入札である。
- (4) この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び低入札価格調査における失格判断となる基準価格を設けている。
- (5) 当該工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に規定する対象建設工事である。
- (6) 当該工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付けるVE方式の対象工事である。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

構成員4者により結成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）で次に掲げる条件をすべて満たしているもの

- 1 共同企業体の構成員が満たすべき条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 熊本県における土木一式工事に係る入札参加者資格を有する者であること。
- (3) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年熊本県告示第111号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中の者でないこと。

- 郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県土木部監理課
- (2) 技術を担当する部局の名称
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0
熊本市水前寺六丁目 1 8 番 1 号
熊本県土木部河川課
- (3) 監督を担当する部局の名称
郵便番号 8 6 3 - 0 0 1 3
天草市今釜新町 3 7 1 5
熊本県天草地域ダム建設事務所工務課
- 2 入札説明書及び設計図書の閲覧及び配付
 - (1) 期間
平成 2 1 年 8 月 2 1 日 (金) から平成 2 1 年 1 0 月 7 日 (水) まで
 - (2) 方法
入札情報公開サービスシステムによる。
- 3 競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出期間、方法及び場所
 - (1) 期間
平成 2 1 年 8 月 2 1 日 (金) から平成 2 1 年 9 月 2 日 (水) 午後 5 時まで
 - (2) 方法
電子入札システム又は 1 の (1) の入札事務を担当する部局に持参若しくは郵送 (書留郵便) により提出すること。また、申請書及び資料の提出と併せ、建設工事入札参加資格申請書 (共同企業体) 及び建設工事共同企業体協定書の写しを提出すること。
- 4 技術提案書等の提出期間、方法及び場所
 - (1) 期間
平成 2 1 年 9 月 1 4 日 (月) から平成 2 1 年 9 月 2 4 日 (木) 午後 5 時まで
 - (2) 方法
1 の (1) の入札事務を担当する部局に持参又は郵送 (書留郵便) すること。
- 5 技術提案に係る質問書の提出
 - (1) 期間
平成 2 1 年 8 月 2 1 日 (金) から平成 2 1 年 9 月 1 日 (火) 午後 5 時まで
 - (2) 方法
1 の (1) の入札事務を担当する部局に持参又は郵送 (書留郵便) すること。
- 6 技術提案に係る質問書に対する回答の閲覧
 - (1) 期間
質問書を受理した日の翌日から起算して 2 日以内の日から平成 2 1 年 9 月 2 4 日 (木) まで
 - (2) 方法
入札情報公開サービスシステムによる。
- 7 技術提案に係るヒアリング
 - (1) 期日
平成 2 1 年 9 月 2 9 日 (火) 又は平成 2 1 年 9 月 3 0 日 (水)
 - (2) 方法
技術提案の内容について、提案者別にヒアリングを行うので、技術提案に係る説明者は、熊本県庁に来庁し説明を行うこと。
なお、説明者は 2 人以内とし、時間及び場所は別途通知する。
- 8 競争参加資格確認通知
 - (1) 期限
平成 2 1 年 9 月 1 1 日 (金) まで
 - (2) 方法
電子入札システムによる。ただし、第 1 の 8 の (2) により紙入札を行う者は申請書及び資料を持参する際に、郵送するための郵便切手 (第一種定形郵便の料金に書留料金を加算した額) をはった定形封筒を添付すること。
- 9 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求
 - (1) 期間
競争参加資格確認通知の日から平成 2 1 年 9 月 2 5 日 (金) 午後 5 時まで
 - (2) 方法
1 の (1) の入札事務を担当する部局に持参又は郵送 (書留郵便) すること。
- 1 0 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求に対する回答
 - (1) 期限
平成 2 1 年 9 月 3 0 日 (水) まで
 - (2) 方法
書面による。
- 1 1 設計図書に係る質問書の提出
 - (1) 期間
平成 2 1 年 8 月 2 1 日 (金) から平成 2 1 年 9 月 3 0 日 (水) 午後 5 時まで

- (2) 方法
 - 1 の(1)の入札事務を担当する部局に持参又は郵送(書留郵便)すること。
- 1.2 設計図書に係る質問書に対する回答の閲覧
 - (1) 期間
 - 質問書を受領した日の翌日から起算して2日以内の日から平成21年10月7日(水)まで
 - (2) 方法
 - 入札情報公開サービスシステムによる。
- 1.3 入札
 - (1) 期間
 - 平成21年10月1日(木)から平成21年10月7日(水)午後5時まで
 - (2) 方法
 - 電子入札システムによる。ただし、第1の8の(2)により紙入札を行う者は14の期日及び場所に、入札書を入れた中封筒を表封筒に入れたものを持参すること。なお、郵送による場合は、13の(1)の期間内に1の(1)の場所に郵送(書留郵便)すること。
- 1.4 開札
 - (1) 期日
 - 平成21年10月8日(木)午前10時
 - (2) 場所
 - 熊本県庁行政棟本館地下1階入札室
郵便番号862-8570
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 第5 その他
 - 1 当該競争入札に付する工事の契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条に規定する県議会の議決事項であり、落札者決定後、落札者との間に仮契約を締結し、県議会において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
 - 2 入札保証金及び契約保証金
 - 3 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金
 - 納付しなければならない。ただし、国債若しくは県債(利付債に限る。)の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証証券の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。
 - (3) 入札の無効
 - 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (4) 落札者の決定方法
 - ア 熊本県会計規則第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、第3の1により評価値を算出し、得られた評価値の最も高い者を落札者とする。
 - イ 低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合においては、落札決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、調査終了後、落札者を決定し通知する。なお、その際、当該調査の対象となる入札を行った者は、事後の事情聴取等に協力しなければならない。
 - ウ 落札者となる者の入札価格が、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、又は著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限内の価格をもって入札した他の者のうち最高評価値の者を落札者とする。最も高い者が複数いる場合は、技術評価点の最も高い者を落札者とし、技術評価点が高くなる者が複数いる場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。なお、イにより最低の価格を提示した者が落札者として決定されず、次に高い評価値の者が複数いる場合は、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が高くなる者が複数いる場合は、落札者として決定されなかった者を除き、入札時における入札時刻、くじ番号を使用し、電子くじにより落札者を決定する。
 - (5) 契約書作成の要否 要
 - (6) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
 - (7) 関連情報入手するための窓口 第4の1に同じ。
 - (8) 入札参加者資格を有していない者を構成員とする共同企業体の参加
 - 入札参加者資格を有していない者を構成員とする共同企業体も第4の3により申請書及び資料を提出することができ、競争入札に参加するためには、開札時において、当該構成員が当該資格の認定を受け、かつ、当該共同企業体が入札参加者資格の確認を受けていなければならない。
 - 4 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能にする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。

- 5 その他詳細は入札説明書による。
- 第 6 Summary
- 1 Subject matter of the contract
Construction work of the Rogi Dam
 - 2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
5:00 P.M. 2 September 2009
 - 3 Time-limit for the submission of tenders
5:00 P.M. 7 October 2009
(tenders submitted by mail 5:00 P.M. 7 October 2009)
 - 4 Contact point for the notice
Civil Engineering Administration Division,
Department of Civil Engineering, Kumamoto Prefectural Government,
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture, ZIP 862-8570,
TEL 096-333-2485

熊本県公告第 4 4 9 号

天草市に事務所を置く天草町土地改良区理事長森安弘から申請のあった土地改良区の解散について、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 6 7 条第 2 項の規定により平成 2 1 年 8 月 1 2 日付けで認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成 2 1 年 8 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 4 5 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 3 条の 2 第 3 項の規定により、火災、水災、震災その他の災害による財産の損害に対して財団法人道府県会館及び社団法人全国公営住宅火災共済機構が行う相互救済事業の経営状況について、次のとおり公表する。

平成 2 1 年 8 月 2 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

財団法人道府県会館分（平成 2 0 年度実績）

1	災害共済事業	
	(1) 事業実績	
	ア 建物共済事業	
	加入団体数	47 都道府県
	加入棟数	87,272 棟
	共済責任額	3,726,769,589 千円
	共済基金分担金（解約返戻金差引後）	739,785,829 円
	災害共済金被災件数	583 件
	災害共済金	223,851,327 円
	災害見舞金被災件数	177 件
	災害見舞金	36,070,025 円
	(2) 収支計算	
	I 事業活動収支の部	
	ア 事業活動収入	
	特定資産運用収入	317,436,126 円
	事業収入	740,274,907 円
	雑収入	5,160,725 円
	繰入金収入	36,920,000 円
	事業活動収入計	1,099,791,758 円
	イ 事業活動支出	
	事業費支出	409,642,522 円
	繰出金支出	108,293,000 円
	事業活動支出計	517,935,522 円
	事業活動収支差額 (A)	581,856,236 円
	II 投資活動収支の部	
	ア 投資活動収入	
	特定資産取崩収入	0 円

	貸付金償還収入	113,000,000 円
	投資活動収入計	113,000,000 円
イ	投資活動支出	
	特定資産取得支出	454,791,249 円
	固定資産取得支出	0 円
	投資活動支出計	454,791,249 円
	投資活動収支差額 (B)	△341,791,249 円
Ⅲ	予備費支出 (C)	0 円
	当期収支差額 (A) + (B) - (C)	240,064,987 円
	前期繰越収支差額	870,075,897 円
	次期繰越収支差額	1,110,140,884 円
(3)	正味財産増減計算	
I	経常増減の部	
	経常収益計	1,099,791,758 円
	経常費用計	553,520,899 円
	当期経常増減額 (A)	546,270,859 円
II	経常外増減の部	
	経常外収益計	0 円
	経常外費用計	13,632 円
	当期経常外増減額 (B)	△13,632 円
	当期一般正味財産増減額 (A) + (B)	546,257,227 円
	一般正味財産期首残高	22,599,782,275 円
	一般正味財産期末残高	23,146,039,502 円
2	機械損害共済事業	
(1)	事業実績	
	加入団体数	29 都道府県 1 市
	加入件数	329 件
	共済責任額	273,263,794 千円
	共済基金分担金	337,671,472 円
	被災件数	5 件
	災害共済金	268,862,393 円
(2)	収支計算	
I	事業活動収支の部	
ア	事業活動収入	
	特定資産運用収入	101,758,533 円
	事業収入	338,145,212 円
	雑収入	1,993,480 円
	事業活動収入計	441,897,225 円
イ	事業活動支出	
	事業費支出	289,581,940 円
	操出金支出	3,764,000 円
	事業活動支出計	293,345,940 円
	事業活動収支差額 (A)	148,551,285 円
II	投資活動収支の部	
ア	投資活動収入	
	特定資産取崩収入	0 円
	投資活動収入計	0 円
イ	投資活動支出	
	特定資産取得支出	36,224,905 円
	固定資産取得支出	0 円
	投資活動支出計	36,224,905 円
	投資活動収支差額 (B)	△36,224,905 円
Ⅲ	予備費支出 (C)	0 円
	当期収支差額 (A) + (B) - (C)	112,326,380 円
	前期繰越収支差額	545,010,107 円
	次期繰越収支差額	657,336,487 円
(3)	正味財産増減計算	

I 経常増減の部	
経常収益計	441,897,225 円
経常費用計	311,910,845 円
当期経常増減額 (A)	129,986,380 円
II 経常外増減の部	
経常外収益計	0 円
経常外費用計	0 円
当期経常外増減額 (B)	0 円
当期一般正味財産増減額 (A) + (B)	129,986,380 円
一般正味財産期首残高	6,872,270,107 円
一般正味財産期末残高	7,002,256,487 円

社団法人全国公営住宅火災共済機構分 (平成 20 年度実績)

1 事業実績

加入都道府県市区町村会員数	701 会員
加入戸数	872,105 戸
共済委託契約金額	7,767,837,463 千円
火災共済掛金	1,054,808 千円
被災戸数	510 戸
火災共済給付金	405,361 千円
特定給付金	12,393 千円
復興建築助成戸数	295 戸
復興建築助成金	91,919 千円
住宅災害見舞戸数	759 戸
住宅災害見舞金	23,920 千円
住宅防火施設整備補助会員数	253 会員
住宅防火施設整備補助金	120,423 千円

2 貸借対照表 (平成 21 年 3 月 31 日現在)

I 資産の部	
1 現金預金	86,626 千円
2 有価証券	547,731 千円
3 特定資産	
(1) 異常危険準備金資産	2,857,327 千円
(2) その他特定資産	1,543,339 千円
4 不動産及び動産	330,019 千円
5 その他資産	10,969 千円
資産合計	5,376,011 千円
II 負債の部	
1 共済契約準備金	3,367,018 千円
2 その他負債	117,907 千円
3 退職給付引当金	121,351 千円
負債合計	3,606,276 千円
III 正味財産の部	
正味財産合計	1,769,735 千円
負債及び正味財産合計	5,376,011 千円

熊本県の加入実績 (平成 20 年度実績)

1 財団法人都道府県会館分

(1) 建物共済事業

棟	数	1,052	棟
面	積	1,516,317	m ²
共 済 責 任 額		87,625,792	千円
共 済 基 金 分 担 金		16,697,225	円

(2) 機械損害共済事業

発 電 所 数	9	件
---------	---	---

共 済 責 任 額	8,106,656 千円
共 済 基 金 分 担 金	9,600,442 円

2 社団法人全国公営住宅火災共済機構分

棟 数	1,176 棟
面 積	683,140.74 m ²
共 済 委 託 契 約 金 額	89,966,213 千円
火 災 共 済 掛 金	12,043,423 円
委 託 料	980,000 円

熊本県公告第 4 5 1 号

熊本県消費生活審議会の会議を次のとおり開催する。
 なお、当該審議会の傍聴手続は、次のとおりである。
 平成 21 年 8 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成 21 年 8 月 25 日（火）
午前 10 時から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺公園 28 番 51 号
ホテル熊本テルサ 「たい樹」
- 3 議事概要
(1) 会長及び副会長の選任について
(2) 熊本県消費者基本計画の策定について
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県消費生活審議会事務局（熊本県環境生活部食の安全・消費生活課消費生活センター企画・事業者指導班）
（電話 096-333-2291）

熊本県公告第 4 5 2 号

提案公募方式で業務委託の受託者を選定するので、次のとおり公告する。
 平成 21 年 8 月 21 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 業務概要
(1) 業務名
平成 21 年度「誰もが働きやすい職場環境整備事業」業務
(2) 業務内容
ア 誰もが働きやすい職場環境整備啓発のための小冊子の編集及び作成
イ 小冊子編集担当者の雇用に関する業務
ウ 小冊子編集担当者に対する研修の企画・運営に関する業務
エ 小冊子編集担当者の業務に対する支援
オ 小冊子編集者の業務の監督
カ 小冊子送付に伴う住所ラベルの作成、封筒への添付及び小冊子の封詰め
キ 事業報告書の作成
- 2 委託期間
契約の日から平成 22 年 3 月 30 日（火）まで
- 3 企画コンペに参加できる者
「物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 5 2 1 号）」による審査のうえ、有資格者として営業種目「広報

- ・ 広告業務」に登録された者で、熊本市内に事務所等を有する者。
- 4 企画コンペ申込み
 - (1) 申込み期限
平成21年9月4日(金)午後5時までに、別途提示する企画提案募集要項の様式により労働雇用総室へ提出するものとする。
 - (2) 申込先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部 労働雇用総室 労働福祉班
- 5 企画提案書の提出
 - (1) 提出期限
平成21年9月7日(月)午後5時まで
 - (2) 提出先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部 労働雇用総室 労働福祉班
- 6 受託者の選定方法
企画提案書及びプレゼンテーションにより選定する。
- 7 プレゼンテーションの実施
平成21年9月11日(金)に実施する。なお、実施時間については、別途プレゼンテーション参加者へ連絡する。
- 8 その他
詳細については、別途提示する企画提案募集要項による。
- 9 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県商工観光労働部 労働雇用総室 労働福祉班 (096-333-2339)

登載依頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年8月21日

熊本県人事委員会委員長 清 塘 英 之

熊本県人事委員会規則第17号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年熊本県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。
別表一部事務組合の表菊池養生園保健組合の項職名の欄中「園長 診療所長 保健センター長 部長 課長 婦長」を「会計管理者 園長 診療所長 保健センター長 部長 課長 看護師長」に改める。
別表広域連合の表菊池広域連合の項職名の欄中「事務局長 課長」を「会計管理者 事務局長 課長」に改める。
附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県環境審議会公告 第1号

第41回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
平成21年8月21日

熊本県環境審議会
会長 篠 原 亮 太

- 1 開催日時
平成21年8月31日(月) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺公園28-51
熊本テルサ 3階 「たい樹」
- 3 会議内容
 - (1) 審議事項
熊本県の地球温暖化対策の推進に係る条例(仮称)骨子案について
 - (2) 報告事項
平成20年度第3回及び平成21年度第1回温泉部会決議事項について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境政策課環境立県推進室）

（電話096-383-1111内線7322）